

制定 平成 19 年 11 月 1 日  
改正 平成 20 年 7 月 30 日  
改正 平成 22 年 2 月 12 日  
改正 平成 26 年 10 月 3 日  
改正 令和 2 年 12 月 23 日

## 「研究費」に係る不正防止計画基準

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するために競争的資金の管理・運営に関する規程（平成 20 年 7 月 30 日制定）第 12 条に基づき、不正の未然防止に資するための不正防止計画を以下のとおりとする。

### 1. 目的

国士舘大学（以下「本大学」という。）における「公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金」、「財団法人及び民間企業等からの研究資金」及び「本大学規程による研究費」等（以下「研究費」という。）の適切な管理と不正行為の未然防止に資するための具体的計画を定める。

### 2. 用語の定義

不正とは、研究の不正行為及び研究費の不正使用をいう。不正行為とは、研究活動におけるデータその他の研究成果の捏造、改ざん及び盗用の行為をいい、不正使用とは、研究費の不正な執行をいう。

### 3. 不正防止計画推進部署

競争的資金の管理・運営に関する規程第 12 条第 1 項第 5 号に基づく不正防止計画を推進するための事務担当課は教務部学術研究支援課とする。

### 4. 不正防止に向けた行動項目の実施

#### （1）不正防止計画運用マニュアル（不正防止計画運用基準）の策定

- ① 予見される事項を整理し、一覧表を作成することによりリスク管理を行う。
- ② 不正を発生させる要因を研究者個人に係るものと大学に係るものとに分類した上で、具体的な不正防止運用マニュアルを策定する。

#### （2）物品・役務の発注と納品確認を明確にする検収体制の整備等

発注権限や範囲等を明確にする。取引業者に不正に関与しないこと等の誓約書の提出を求め、学内外に対してホームページ等による周知を行う。

#### （3）学生等アルバイト役務者に対する賃金・謝金等に関する支給体制の整備

勤務実態のない謝金・賃金の請求や勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等勤務実態の確認を行う。

(4) 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実がない旅費の請求や、申請日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無及び証憑書類等により確認を行う。

(5) 不正を早期発見し是正するための体制の整備

- ① 学術研究支援課に相談窓口を置き、物品の納品、支払請求等に関する疑問点などに対応する。
- ② 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する情報を収集して不正行為の早期発見と是正に努める。
- ③ 監査室に不正行為及び不正使用の告発窓口を置く。

(6) 外部への公表等

- ① 研究費の不正防止への取り組みに関する本大学の方針及び意思決定手続きを本大学のホームページにより外部に公表する。
- ② 告発内容を確認し、調査委員会により不正と認定した場合には、不正の内容及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、国土舘大学教員規則、学校法人国土舘職員就業規則等に基づく処分内容等を公表する。  
ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公開とすることができる。この間、研究費配分機関と密接に連携する。

(7) 研修の実施

本大学は、研究費に対する学内公募説明会及び研究費採択者への執行説明会の機会を利用するなど、不正防止に係る研修を実施する。

(8) 誓約書等の徴収

本大学は、研究費の管理・運営に関わる全ての教職員等から、機関の規則等を遵守すること及び不正を行った場合は、処分及び法的な責任を負う旨の誓約書等の提出をさせる。

さらに、取引業者からもコンプライアンスの観点から不正を行った場合に応分の取引停止等の責任が伴う旨の誓約書を徴収する。

(9) 内部監査の実施

監査室は、不正防止計画推進事務部署と連携し、研究費の適正な管理・運用について監査を実施する。

以上